動物実験センター使用細則

昭和63年12月15日 制定

(目的)

第1条 この細則は、動物実験センター規程第10条の規定に基づき、動物実験センター使用細則(以下「細則」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (遵守)

第2条 動物実験センター(以下「センター」という。)を使用する者(以下「実験実施者」という。) は、この細則及びセンター長の指示を遵守し、主任者・実験動物管理者及び管理職員と協力して動 物飼育並びに施設設備の正しい取扱いを日常心掛けなければならない。

(センターへの出入り)

- 第3条 センターへ出入りすることのできる者は実験実施者とし、その他の者は学長の許可を得るものとする。
- 2 実験実施者は1年に1回、別に定める講習会など教育訓練を受けなければならない。
- 3 実験実施者は、入退出カードを使用し、2階玄関から出入りしなければならない。
- 4 実験実施者は、センター内に立入るとき必ず専用の履物及び更衣等を着用しなければならない。 また、これらを着用したまま、センター外に出てはならない。
- 5 実験実施者は、退出するときには、電気・ガス・水道・火気の安全等を確認しなければならない。 (センター使用申込及び使用の可否)
- 第4条 センターを使用する者は、動物実験センター使用申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)を原則として前年度末までにセンター長を経由して学長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 申請書を提出する場合、あらかじめ学長による当該動物実験計画の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長はその責任の下において、使用の可否に関する決定の一部又は全部について、動物実験センター管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)に委ねることができるものとし、以下、各種申請について同様とする。
- 4 学長又はセンター長は、センター使用の可否を決定した場合は、すみやかに申請者に通知するものとする。

(提出義務)

- 第5条 実施責任者は、次の各号に掲げる様式に必要事項を記載のうえ学長に提出し、承認を得なければならない。
 - (1) 様式第1号 動物実験センター使用申請書 記入事項を記載のうえ提出しなければならない。
 - (2) 様式第2号 実験動物導入申請書

動物実験センター使用申請書(様式第1号)の承認後、一般実験動物を導入する際に、1週間 前までに提出しなければならない。

- (3) 様式第3号 遺伝子組換え動物導入申請書 動物実験センター使用申請書(様式第1号)の承認後、遺伝子組換え動物を導入する際に、1 週間前までに提出しなければならない。
- (4) 様式第4号 機器類持込み願書 実験等に使用するため機器類をセンターに持込む場合に提出しなければならない。
- (5) 様式第5号 感染実験・飼育室使用申込書 P3レベルまでの感染実験及び組換えDNA実験等に際し、感染実験・飼育室を使用する場合 に提出しなければならない。
- (6) 様式第6号 遺伝子導入実験・飼育室使用申込書 P2レベルまでの組換えDNA実験等に際し、遺伝子導入実験・飼育室を使用する場合に提出 しなければならない。
- (7) 様式第7号 細胞工学実験使用申込書

培養細胞を用いる実験及びP1レベルまでの組換えDNA実験に際し、細胞工学実験室を使用する場合に提出しなければならない。

- (8) 様式第8号 有害物質使用許可申請書 実験等に使用するため有害物質をセンターに持込む場合に提出しなければならない。
- (9) 様式第9号 未登録者入室許可申請書

様式第1号をもって使用登録をしていない者が入室する場合、当該実験の実験実施者はあらか じめ学長に入室許可を申請しなければならない。

(実験動物の導入・搬出)

- 第6条 実施責任者は、動物を導入する場合、実験動物導入申請書(様式第2号)又は遺伝子組換え動物導入申請書(様式第3号)を必ず1週間前までにセンター長を経由して、学長に提出しなければならない。
- 2 実験動物及び物品は、1階玄関から搬出入するものとする。
- 3 センターにサルを導入することはできないものとする。
- 4 実験動物は安全管理がとられていることを証明できる所から導入するものとする。
- 5 他の研究機関等から実験動物を譲り受ける場合、「実験動物の授受に関するガイドライン(国立 大学法人動物実験施設協議会 制定)に従わなければならない。
- 6 センターから搬出された動物は再び導入することはできないものとする。ただし、実験実施上再 導入の必要な場合には、動物実験センター使用申請書(様式第1号)および願書をセンター長を経 由して学長に提出し、管理運営委員会で審議の上、可否を決定するものとする。

(実験動物の検疫)

- 第7条 実験実施者は、主任者及び実験動物管理者の指導により、導入された実験動物に所定の検疫を行わなければならない。また、検疫で不適当と判断された動物は、センターで収容することができないものとする。
- 2 実験動物の検疫要領については、別に定める。

(機械器具)

- 第8条 飼育に必要なケージ及び給水瓶・給餌器・床敷等は、センターで備え付けるものとする。
- 2 特殊な飼育装置・ケージ等は、センター長と協議のうえ実験実施者が用意するものとする。
- 3 実験実施者は、センター長の許可を得ないでセンター外に備付けの機械器具を持ち出すことを禁止する。
- 4 実験等のため機械類を持ち込む必要があるときは、機器類持込み願書(様式第4号)により届け出なければならない。この際、持ち込んだ機器類には、実験実施者の所属部局名及び氏名を明記し、実験終了後速やかに搬出するものとする。ただし、紛失・破損に対してセンターは責任を負わないものとする。

(飼料)

- 第9条 センターが支給する飼料は、市販の一般飼育用固形飼料とする。
- 2 特殊飼料及び特殊飲料水は、センター長の許可を得て実験実施者が用意するものとする。 (実験動物の飼育管理)
- 第10条 実験動物の飼育管理(給餌・給水・ケージ及び床敷交換等)は、管理職員が行う。ただし、 特殊な飼育管理を必要とする場合は、実験実施者が行い、その旨を管理職員に連絡するものとする。
- 2 実験実施者は、飼育中の実験動物を観察し、異常の有無を確認しなければならない。
- 3 実験実施者は、センター長から収容飼育に不適当と判定された動物は、センター長と協議のうえ、 速やかに適切な処置をとらなければならない。

(飼育費及びその他の経費)

第11条 実験動物の飼育経費は、飼育代として次の算出により当月分を翌月に各所属部局に請求するものとする。

動物経費=飼育単価×1か月当たり飼育頭数

- 2 前項の飼育単価は、センター長が別に示すものとする。
- 3 予防接種及び行政登録等に必要な経費等は、実験責任者が負担するものとし、各所属部局に請求 する。

(飼育室の照明)

- 第12条 飼育室の照明時間は、タイマーによってコントロールするものとする。なお、照明時間の延長又は短縮を希望するときは、センター長に申し出なければならない。
- 2 消灯時間中に入室する場合は、各飼育室のスイッチを点灯して入室し、退室の際は、必ず消灯しなければならない。

(実験動物の逸走防止)

- 第13条 実験実施者は、センター内外への実験動物の逸走防止に留意しなければならない。なお、逸 走事故が起きた場合は、速やかにセンター長等に連絡するとともに適切な処置をとるものとする。 (各室の使用及び清浄)
- 第14条 各室は清潔に保ち使用しなければならない。また、使用後の実験動物の死体・汚物の処理及び室内の整理・清掃は、主任者及び実験動物管理者の指示により実験実施者が行うものとする。
- 2 前項の場合、廊下・エレベーター・階段等、センター内を汚したときも同様の扱いとし、必ず清掃するものとする。
- 3 各室の機器・備品類を使用したときは、使用後の点検及び清掃を行い、異常を発見したときは、 センター長等に連絡する。

(実験動物の死体・汚物・廃棄物の処理)

- 第15条 実験等に使用した実験動物の死体・汚物・廃棄物等は、センター備付けの袋に入れて密封し、 所属部局名・実験実施者氏名・年月日を記載のうえ、実験実施者が冷凍庫又は所定の容器に収納す るものとする。
- 2 前項の場合で、感染実験及び組換えDNA実験の実験動物の死体又はこれらの一部及びこれに付随して生じた廃棄物等は、消毒又は滅菌後廃棄するものとする。この場合、死体及びその他に区分し、所属部局名・実験実施者氏名・年月日を記載のうえ、所定の容器に収納するものとする。
- 3 有害物質を使用した実験で、実験動物の死体又はこれらの一部及びこれに付随して生じた廃棄物等は、センター備付けの袋に入れて密封し、有害物質名・所属部局名・実験実施者氏名・年月日を記載のうえ、所定の容器に収納するものとする。
- 4 実験動物の死体は、センターで焼却処分するものとする。この場合、センター内の実験動物死体 の焼却費用は無償とするが、外部からの依頼は有償とする。

(X線の使用及び安全管理)

- 第16条 X線室に備付けのX線撮影装置を使用する者は、動物実験センター使用申請書(様式第1号) の所定欄に明記のうえ、センター長に提出するものとする。
- 2 実験実施者は、責任者の監督のもとに行うか、あらかじめ指導を受け操作及び取扱いを熟知したうえで使用し、安全管理に注意を払わなければならない。
- 3 X線フィルムは、実験実施者が用意するものとする。
- 4 X線を使用したときは、備付けのX線使用簿に記載するものとする。

(開閉時間及び休業日)

第17条 センターの開閉時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、必要によりセンター長は、 時間等を変更することができる。

開閉時間:午前9時から午後5時まで

休業日:土曜日・日曜日・祝日・大学が定めた休日

2 実験実施者は、各講座等に配付の入退出カードで電気錠を開閉し、センターを使用するものとする。

(時間外及び休業日の使用)

- 第18条 時間外及び休業日にセンターを使用する場合は、あらかじめセンターに申し出るものとする。
- 2 急を要した場合は、翌日、速やかにセンター長等に申し出なければならない。
- 3 時間外及び休業日に緊急を要する異常が発見された場合は、速やかに防災センターに通報すると ともに適切な処置をとらなければならない。

(火気の取扱い・禁煙・飲食の禁止)

- 第19条 火気を直接使用する設備及び器具のある場所以外で、火気を使用してはならない。
- 2 センター長の定める場所を除いて、センター内での喫煙・飲食は禁止する。

(注意事項)

第20条 センター内の各室に立入るときは、人及び実験動物間の感染防止・汚染防止等の安全管理に

十分留意しなければならない。

(特殊実験・飼育室の使用)

- 第21条 病原体及び組換えDNA分子等を扱う実験は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の定める物理的封じ込めの方法に応じて指定した実験・飼育室内で行うものとする。
- 2 感染実験・飼育室、遺伝子導入実験・飼育室及び細胞工学実験室の使用要領は、別に定める。 (有害物質の使用)
- 第22条 物理的、化学的に注意を要する物質を扱う実験に際しては、有害物質使用許可申請書(様式 第8号)を提出しなければならない。

(センター使用の制限及び禁止)

第23条 この細則及び法律等に違背する行為又は学長若しくはセンター長の指示に従わないときは、 実験責任者、実験実施者又は講座責任者等に注意を与え、管理運営委員会等の議を経て、使用の制 限又は禁止の処置をすることがある。

(緊急時の対応)

第24条 緊急時における対応マニュアルは、別に定めるものとする。

(改廃)

第25条 この細則の改廃は、管理運営委員会の議を経て、学長が決定する。

附則

この細則は、昭和63年12月16日から施行する。

附則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成16年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成16年12月14日から施行する。

附貝

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成22年4月27日から施行する。